

「関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案」について

平成 31 年 2 月
財 務 省

1. 法律案の概要

(1) 暫定税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率（411 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度等について、適用期限を平成 31 年度末まで 1 年延長。（関税暫定措置法第 2 条及び第 7 条の 3～第 7 条の 6 等関係）
- 乳幼児用調製液状乳（液体ミルク）の製造に使用されるホエイについて、関税割当制度の対象に追加。（関税暫定措置法別表第 1 関係）
- 沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度（※））について、適用期限を平成 32 年度末まで 2 年延長。（関税暫定措置法第 13 条関係）

（※）沖縄振興特別措置法に基づき、国際物流拠点産業集積地域の保税工場において製造される製品について、原料課税（原則）か製品課税かを選択できる制度。

(2) 個別品目の関税率等の見直し

- 国内産業の国際競争力維持の観点から、ヘキサメチレンジアミンの関税率（基本税率）を無税化。（関税定率法別表関係）
- 国際的な分類決定を受けた海藻製品の分類変更に伴い、国内産業保護の観点から、税細分を新設することで現行関税率を維持。（関税定率法別表等関係）
- 中国等からの輸入品に対する特惠関税適用除外措置（※）を踏まえ、以下の見直しを実施。
 - ・国内産業の国際競争力維持の観点から、ビニレンカーボネート（VC）等 4 品目の関税率（基本税率）を無税化。（関税定率法別表関係）
 - ・将来の国産化の可能性を踏まえつつ、バイオマスプラスチックのさらなる普及促進の観点から、バイオポリエチレンの関税率（暫定税率）を無税化。（関税暫定措置法別表第 1 関係）

（※）平成 30 年度から中国産 868 品目、ブラジル産 2 品目が適用除外となっており、平成 31 年度から中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジルの計 5 か国からの輸入品全てが適用除外となる。

2. 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

資 料

(関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案)

1. 暫定税率等の適用期限の延長等①

関税の暫定的特例について

- 国内産業保護等の観点から関税率(基本税率)が設定される中、消費者利益の確保、国際約束の履行等の観点との調整を図るべく、暫定的特例として、暫定税率及びそれに伴う諸制度が設けられている。
- こうした暫定的特例については、その時々内外情勢に応ずるべく、毎年度見直しを行った上で、適用期限を延長している。

暫定税率

- 時限的に基本税率より低い関税率(暫定税率)が定められているとうもろこし、麦芽等411品目について、暫定税率の適用期限(平成30年度末まで)を平成31年度末まで1年延長。
(関税暫定措置法第2条等関係)

1. 暫定税率等の適用期限の延長等②

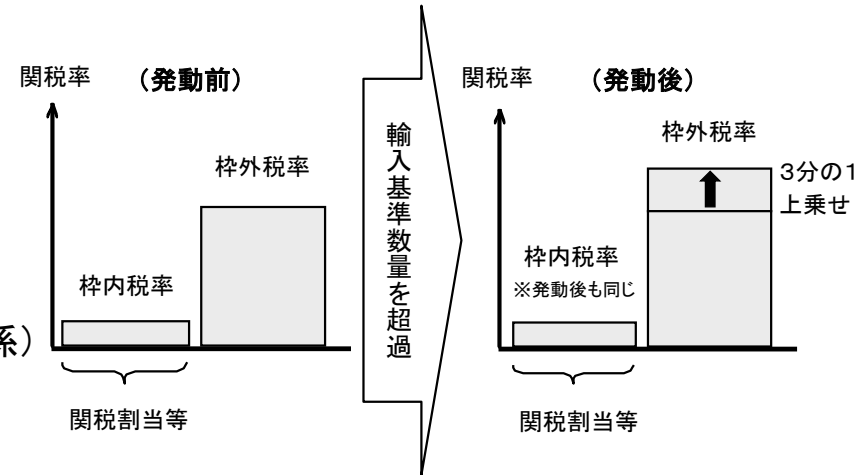
特別緊急関税制度

- ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された米、麦、乳製品等に係る特別緊急関税制度(注)について、暫定税率の延長に伴い、その適用期限(平成30年度末まで)を平成31年度末まで1年延長。

(関税暫定措置法第7条の3、第7条の4、第7条の6等関係)

(注) 輸入数量が一定の数量を超えた場合に関税率を引き上げる措置。

< 輸入数量が一定の数量を超えた場合 >



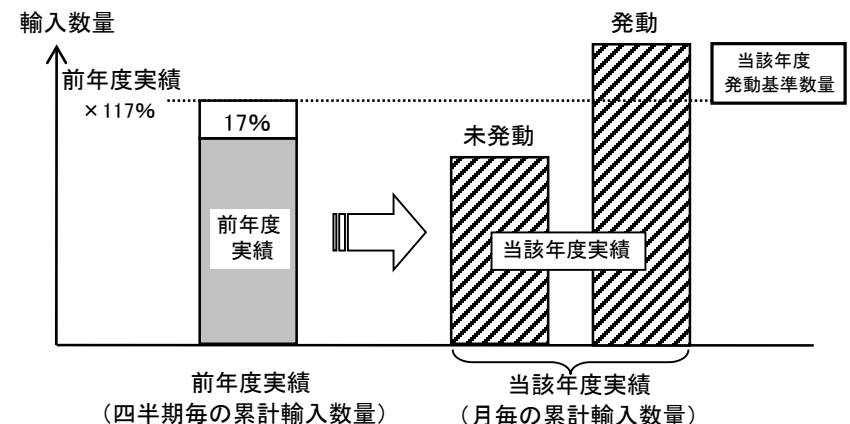
牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置

- ウルグアイ・ラウンド合意の際、関係国との協議に基づき設けられた、牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置(注)について、暫定税率の延長に伴い、その適用期限(平成30年度末まで)を平成31年度末まで1年延長。

(関税暫定措置法第7条の5、第7条の6等関係)

(注) 牛肉の発動基準数量については、平成18年度から30年度までの間は、前年度の輸入実績が北米におけるBSE発生前の水準(平成14年度と15年度の輸入実績の平均値)を下回る場合には、平成14・15年度実績の平均値により設定。

< 緊急措置の発動(牛肉) >



1. 暫定税率等の適用期限の延長等③

乳幼児用ミルク製造用ホエイに係る関税の取扱い

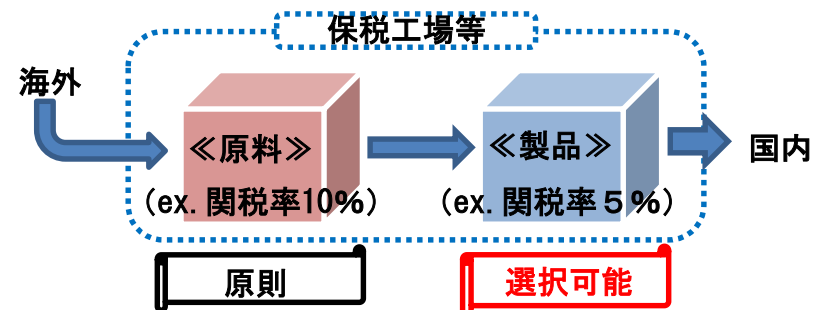
- 従来より、調製粉乳(粉ミルク)の製造に使用するホエイについては、関税割当の対象として低い税率が適用されている。
※ホエイ(乳清):乳から乳脂肪分等を除いたもの。チーズ生産の際に生じる副産物であり、栄養価が高い。
- 災害時や外出時の授乳を簡便に行うニーズが高まる中、調製液状乳(液体ミルク)の普及を促進する観点から、昨年8月に乳等省令(厚労省所管)において「調製液状乳」の定義・規格基準を設定。
- 液体ミルクの普及促進のため、製造コスト削減の観点から、液体ミルクの製造に使用するホエイについても関税割当の対象とすることで低税率を適用。
(関税暫定措置法別表第1関係)



ホエイ(乳清)

沖縄に係る関税制度上の特例措置(選択課税制度)

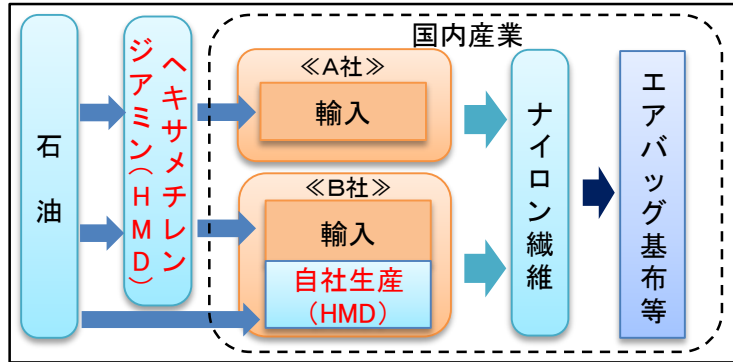
- 選択課税制度は、沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域に係る税制上の特例措置の一環として、関税暫定措置法上に設けられている。
- 同地域に係る税制上の特例措置の延長に併せ、選択課税制度の適用期限(平成30年度末まで)を平成32年度末まで2年延長。
(関税暫定措置法第13条関係)



2. 個別品目の関税率等の見直し①

ヘキサメチレンジアミン(HMD)

1. 製造・加工工程



2. 現状

- 国内使用の約6割を輸入に依存。残る約4割は繊維メーカーが自社生産しているが、自社の生産で賅えない分を輸入。
- HMDの価格が上昇する中、海外において代替素材を用いた安価なエアバッグ基布生産に向けた動きがみられ、競争激化の見込み。

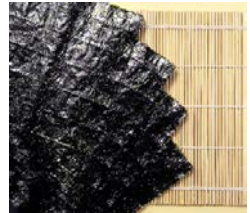
- 国内ナイロン繊維メーカーの国際競争力維持のため、ヘキサメチレンジアミンの関税率(基本税率)を無税化(4.6%→無税)。

海藻製品

1. 関税率と国内の生産状況

- 実行税率: 17.5%~29.8%
- 海藻製品は国内の零細漁業者の主要な生産品

※海藻類の国内生産額: 約1,431億円
(農林水産省「平成28年漁業産出額」)



2. 現状

- HS委員会(関税分類の国際会議)において、海藻製品の分類が変更された。
(その他の調製食料品⇒植物の調製食料品)
- 新分類の実行税率は12~16.8%と、現行関税率を下回る水準。

- 引き続き、国内産業を保護する必要があることから、税細分を新設し、現行関税率を維持。

(関税定率法別表等関係)

2. 個別品目の関税率等の見直し②

特恵関税制度について

- 特恵関税制度は、開発援助のため、開発途上国からの輸入品に対する関税を減免するもの。
(当該国が一定の所得水準を上回る場合等には特恵関税の適用対象から除外)
(参考) 対象品目：農水産品413品目(有税1,931品目中)、鉱工業品3,200品目(有税4,244品目中)
- 平成30年度から中国産868品目、ブラジル産2品目が適用除外となっており、平成31年度からは中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジルの計5か国からの輸入品全てが適用除外となる。それに伴い、特恵税率が適用されなくなる品目について、関連する我が国の産業に影響を与える可能性。

見直しの方向性

- 輸入・国内産業の状況などを踏まえつつ、我が国産業の国際競争力維持の観点から4品目の関税率(基本税率)を無税化。また、バイオポリエチレンについては、将来の国産化の可能性を踏まえつつ、バイオマスプラスチックのさらなる普及促進の観点から、関税率(暫定税率)を無税化。

(関税率法別表、関税暫定措置法別表第1関係)

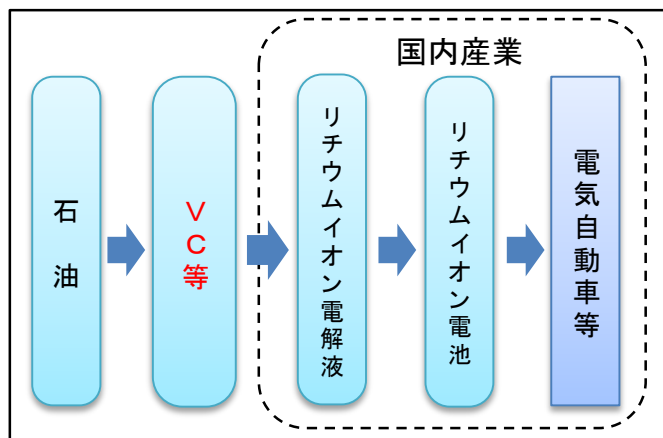
(基本税率を無税化する4品目)

ナフトール、VC/FEC/DEC/EMC/PC、クリスタルバイオレットラクトン、ポリトリメチレンテレフタレート

2. 個別品目の関税率等の見直し③

ビニレンカーボネート(VC)等

1. 製造・加工工程



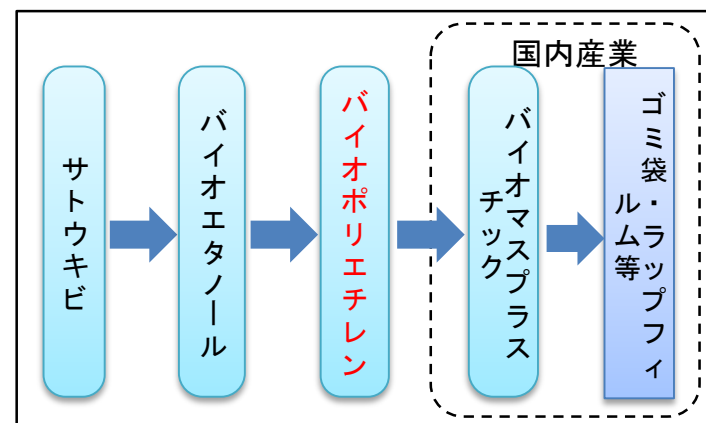
2. 現状

- 国内生産者が存在せず、輸入の多くを中国に依存。平成30年4月から中国産品は特惠除外(無税→協定3.9%)。
- 関税賦課によるコストアップは価格転嫁が困難。また、今後、中国リチウムイオン電池メーカーとの競争激化の見込み。

- リチウムイオン電池メーカー等の国際競争力維持のため、VC等の関税率(基本税率)を無税化(4.6%→無税)。

バイオポリエチレン(バイオPE)

1. 製造・加工工程



2. 現状

- 国内生産者が存在せず、輸入の全てをブラジルに依存。平成31年4月からブラジル産品は特惠除外(2.6%又は8.96円/kgのうち低い税率→協定6.5%)。
- 地球温暖化対策のため、国内においてバイオPEのさらなる普及促進を図る必要。
- 一方、現在、廃棄物を原料とした国産バイオPEの技術開発が進められており、今後、実用化の可能性。

- 将来の国産化の可能性を踏まえつつ、バイオマスプラスチックのさらなる普及促進のため、関税率(暫定税率)を無税化。

(関税定率法別表、関税暫定措置法別表第1関係)